

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 —雇用機会拡充事業—
佐渡市雇用機会拡充事業補助金 Q&A集 (第2版)

【1. 用語等の定義・解釈について】

番号	質 問	回 答
1-1	「事業拡大」の定義はなにか。	現在営まれている事業（本業）の業績を更に伸ばしていこうとするものを言います。また、それ以外の分野に参入する「第二創業」も事業拡大に含めます。
1-2	「事業実施に必要な人員の確保に目処が立っている」（「10. 審査選定」①雇用創出効果）とはどのような状態を指すのか。	例えば、資格を有する特殊な人材を雇用する必要がある場合でも、「この条件なら大丈夫」「一般的に確保できる」等の見込みがしっかりしていれば大丈夫です。
1-3	「販売先等の事業パートナーが明確になっていること」（「10. 審査選定」②ロ）とあるが、販売先が一般消費者の場合、どうしたら良いか。	申請書等にその旨分かりやすくご記入ください。
1-4	「資金調達の見込み」（「10. 審査選定」④）について、どのように証明したら良いか。	分かりやすく、現実的な見込みをご記入ください。
1-5	「申請書の提出」とはどのような状態か。	申請書は、①申請内容に問題がないこと、②添付書類等が一式揃っていることを確認し受理いたします。受理が完了した時点で「申請書の提出」となります。

【2. 雇用について】

番号	質 問	回 答
2-1	「創業」の場合、雇用の要件はどのように理解したら良いか。	単年度事業の場合は、交付決定を受ける事業実施年度（創業初年度）に1名以上の雇用を創出し、その年度を含め3カ年度以内に、更に1名以上の雇用を創出していただく必要があります。

		複数年度事業の場合も、単年度事業と同様です。
2-2	「事業拡大」の場合、雇用の要件はどのように理解したら良いのか。	<p>単年度事業の場合は、交付決定を受ける事業実施年度に1名以上の雇用を創出してください。</p> <p>複数年事業の場合は、①佐渡地域全体の経済又は雇用を特に大きく拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容に合致する事業、②新潟県計画にあらかじめ具体的な事業名及び事業実施者が記載されている事業（現在のところ該当事業等はありません。）、③新潟県計画に、複数年度申請を受け付ける事業の基準が明記されており、この基準を満たす事業（「佐渡市将来ビジョン」又は「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す方向性に合致し、指標、基本目標等の達成に大きく寄与すると認められる事業）のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>なお、複数年事業実施期間の途中の年度で雇用数が減る計画は認められませんのでご注意ください。</p>
2-3	この事業で創出した雇用は、いつまで継続しなければならないか。	<p>事業の目的は、雇用の創出と維持・拡大です。この事業をきっかけに、出来るだけ長期に渡り維持し、更には拡大をしていただきたいですが、最低限の基準として、補助金の交付を受けた後、3カ年度（実績報告内訳書の提出が必要な期間）は維持する必要があります。</p>
2-4	削除	
2-5	決算が同一でないグループ会社等から社員を移動させ、雇用を確保するような方法は問題ないか。（A社が雇用規模を縮小するタイミングで、B社の雇用規模を増加させる場合など）	<p>佐渡市全体の雇用を増加させることがこの補助事業の本来の意味ですので、結果的に雇用が増加しない又は減少するという事業である場合は好ましくありません。ただし、佐渡市全体の経済発展に寄与していただくことも重要ですので、いろいろと工夫して事業を組み立ててください。</p>

2-6	本事業で雇用した者を一時的に他の業務に就いてもらうことは可能か。(仕事がない場合は遊ばせてしまうことになるのを防ぐため) また、この事業で雇用した人を事業拡大した部署以外の業務に従事させ、拡大した事業には従来からいる社員に従事させたいが可能か。	事業拡大として申請した業務に携わるために交付される補助金です。ので、 事業拡大した部署に従事させてください。 なお、他の業務に従事していると認定された場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。
2-7	在宅勤務も雇用としてカウントしてよいのか。	問題ありません。
2-8	障がい者の雇用も対象となるか。	対象となります。
2-9	人件費の対象者として雇用した方の日報等を備えなければならぬか。	申請書に記載された事業の業務に日々従事したかを証明する資料として、日報等は必要な資料となりますので作成をお願いします。
2-10	交付決定を受ける前にハローワーク等へ求人依頼をしても良いか。	問題ありません。ただし、雇用契約は交付決定後に締結してください。
2-11	主に市外で活動するために雇用する者をこの事業の雇用として良いのか。	この事業は、佐渡市内の雇用を拡充することを目的の1つとしていますので、対象とはなりません。
2-12	コールセンター業などは、事業所全体の人員の増減が激しいが、申請は可能か。	雇用の要件については、業種による違いはありません。この補助事業で創出していただく雇用人数のほか、事業所全体の雇用者数にも制約がありますのでご注意ください。

【3. 補助金の取り扱い・手続きについて】

番号	質 問	回 答
3-1	廃業及び事業を中止した場合、補助金返還に該当するのか。	事業計画書に記載された雇用人数を下回る場合は、補助金全額返還の対象となります。なお、事業実施年度すべてに対して適用されます。(1年目からを含め全額が対象という意味です) また、事業計画年度の途中で、人数を下方修正することはできません。
3-2	事業計画書に記載した雇用人数を確保できない場合はどうなるのか。	
3-3	3年間の計画を申請した際に、雇用人数を1年目から1人、3人、3人と記載したが、2年目で2人しか雇用できなかった。この場合、補助金返還となるのか。	

3-4	雇用機会拡充の事業だが、補助金に占める人件費の割合の上限・下限はあるのか。また、その他の経費についても比率の上限・下限はあるのか。	今のところ特に 制約 はありません。ただし、国の交付金事業であり、国から何かしら指示があれば、遵守していただくこととなりますのでご理解ください。また、内容については、審査会の審査委員が判断することとなりますので、その辺りも意識して計画を策定していただくと良いのではないかと思います。
3-5	ハローワークの「キャリアアップ助成金」について、この事業と併用できるのか。	併用は可能です。「キャリアアップ助成金」の詳しい手続きは、ハローワーク又は佐渡市地域振興課（雇用促進係）にお問い合わせください。
3-6	途中で計画を変更したくなった場合はどうしたらよいのか。	この事業の補助金交付要綱に定められた変更承認申請書を提出していただく必要があります。その変更申請の内容について、問題ないものと認定した場合は、その内容で事業を実施していただくこととなります。
3-7	補助金交付終了後の3年間について、実績報告内訳書を提出する必要があるが、平成29年度の単年度事業の場合、どのように考えれば良いのか。（事業期間・・・H29.6～H30.2の場合）	この場合の事業報告内訳書を提出する期間としては次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・1年目・・・H30.3～31.2までの12ヶ月 ・2年目・・・H31.3～32.2までの12ヶ月 ・3年目・・・H32.3～33.2までの12ヶ月 なお、事業実施年度の実績報告書にも事業報告内訳書を添付していただきますので、結果的に4回の提出をお願いすることとなります。更に、平成30年2月末まで事業を実施せず、例えば平成29年10月に実績報告書を提出した場合は、その際に1回、11月から平成30年2月までの分として1回、その後3回提出していただきますので、事業実績報告内訳書は計5回提出していただく場合があります。
3-8	農協や漁協であっても、対価を得て営む事業拡大は本事業の対象となるか。	農協や漁協であっても、対価を得て営む事業であって、雇用が拡大する取り組みであれば、対象となります。

3-9	事業対象者は、一般社団法人、一般財団法人、建設業協会、商工会も含まれるのか。	<p>継続的・反復的に対価を得てビジネスとして行う事業であれば事業者として含みます。ただし、一般の民間会社と比較して余剰金の分配ができないなど、公益性が高いことから、事業の採択に当たっては劣後するものと考えられます。</p> <p>また、公的機関の他の補助助成金により事業を行うような団体等についても事業対象者とはなり得ません。</p>
3-10	複数年事業として申請できるものの要件はあるのか。	<p>佐渡市が特に重要と認める場合は最長5年まで1年毎の延長が可能です。なお、「特に重要と認める場合」というのは、公募要領の5ページの3~11行目の2点です。</p>
3-11	失業者等に対し、資格を取得していただいてから採用することを想定したいが、その失業者（求職者）等の人材育成経費は対象にならないか。	<p>採用前の人材育成経費については対象になりません。</p> <p>※採用してからの「在職者訓練」であれば、事業に直接的に必要な経費であれば認められます。</p>
3-12	複数年事業において、1年目は「設備費」「改修費」を申請せず、2年目に申請するという計画は可能か。	<p>可能です。ただし、2年目以降の交付決定を確約することは出来ませんし、2年目以降の計画も明確に1年目の申請時においてご説明いただくこととなりますのでご注意ください。</p>
3-13	「特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金」は、本事業と一緒に使えるのか。使えるとすればいつから使えるのか。	<p>本事業と一緒に使うことは可能と聞いています。しかし、この補給金は、国が県を通じて金融機関と直接やり取りをする事業ですので、市としてはまだ明確に状況を把握しておりません。確認できましたら市のホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。</p>
3-14	交付申請書に「住民票」等の添付が必要とのことだが、佐渡市外に住んでおり、この事業が採択された場合は、佐渡へ移住する計画である。この場合も、現在住んでいる地域の住民票を添付する必要があるか。	<p>その場合は必要ありません。ただし、事業計画書に移住する計画を明記していただき、移住後は速やかに住民票等の書類を提出してください。</p>
3-15	創業枠で申請する場合、「法人登記」「開業届」などの手続きは、いつ行えば良いのか。	<p>開業に向けての各種手続きは、「開業届」を除いて、いつ行ってもかまいません。したがって、創業の場合でも、法人登記</p>

		後に法人として申請していただくことは可能です。ただし、「開業届」については、交付決定後に提出していただく書類ですので、交付決定を受けてから手続きし、別途提出してください。
3-15	申請書に添付する見積書は1社で良いか。	1件当たり20万円以上のものは、2社以上の見積もり提出が必要です。20万円未満であれば1社で結構です。 なお、機械、装置、器具、備品などは、その物がどのようなものか分かるように、カタログ等を添付してください。
3-16	製品価格として20万円以上になることが予想される既製品でない特殊な設備を製作する必要があるが、特定の1社しか対応できない。その場合は複数社の見積もりが提出できないがどうしたら良いか。	本当に他社では無理なのか、十分にご検討ください。その上で、1社しか見積もりを提出できない場合は、その旨申請書に理由をしっかりとご記入ください。
3-17	中古品は補助対象となるか。	補助対象となり得ます。この場合は、その中古品が適正な価格かどうかを診断できる資料（中古品市場の価格など）の添付をお願いします。
3-18	削除	
3-19	事業実施年度が終了した場合、次の年度に新たな事業拡大として、申請することは可能か。	可能です。ただし、最初の事業に対する補助金実績報告内訳書は3年間提出していただく要件は変わりませんので、その計画と整合が取れたもので、新たな事業を計画していただく必要があります。 また、採択については審査会の委員の意見を改めて聞くこととなりますので、ご承知おきください。
3-20	消費税は補助対象経費に含めて良いのか。	含めても問題ありません。ただし、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、「佐渡市雇用機会拡充事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除報告書」（様式第11号）により報告してください。
3-21	法人登記の費用は補助対象となるか。	対象とはなりません。補助対象経費となるものは、公募要領の12～13ページに示していますのでご確認ください。

3-22	カフェブースに設置する書籍は補助対象となるか。	一般的に消耗品と解釈されるものは、補助対象となりません。
3-23	事業計画書は、事業に精通していることを示すために、専門的な用語を駆使して記入すべきか。	審査会の委員がその事柄に精通しているかは分かりませんので、一般的に理解が出来る言葉でご記入いただくのが良いと思われます。
3-24	実績報告の際に、元々実施していた事業と事業拡大した事業の線引きがはっきり示せない部分がある。他の補助金では、按分方式で問題ないものがあるが、この事業もそれで良いか。	本補助金事業に係る経費として明確なものだけを補助対象経費としますので、按分方式での実績報告は認められません。
3-25	申請書に添付する事業計画書（様式第2号）の⑩において、「売上高」「営業利益」等々の記載が必要だが、補助金の対象事業となっている事業拡大部分の数値を記入するのか。	そのとおりです。この事業で実施される事業拡大部分のみを抜き出し、ご記入ください。（「創業」の場合は、事業全体になります）
3-26	人件費が補助対象となる期間は。	交付決定日から、翌年の2月末日までです。
3-27	経費明細書に人件費がなくても良いか。	人件費以外で補助対象事業費の上限に達する場合、人件費を計上しなくても申請は可能です。 ただし、本交付金は雇用拡充に伴う創業や事業拡大に対して補助を行うものであることから、雇用の形態や期間などを確認するため、経費明細表の全体事業費と経費の内訳には人件費について記載し、交付申請額は0円で計画書を作成してください。
3-28	雇用人数はグループ会社全体でカウントするのか、それとも個々の会社でカウントするのか。	雇用人数については、個々の会社の従業員数で判断します。ただし、申請する会社の人数を増やすためにグループ会社から従業員を異動させることは、この事業の趣旨である市内の雇用を増やすことに合致しないと思慮されます。
3-29	年度の途中で事業が終了した場合、すぐに実績報告書を提出できるか。	この事業の実績報告書の提出期限は、事業終了後20日以内又は3月10日のいずれか早いほうまでとなっていますので、例えば、10月末に事業が終了しましたら、11月20日までに実績報告書を提出してください。その後交付額が確定し、交付請求書により補

		助金を交付します。早ければ、12月中旬に交付することが可能です。
--	--	----------------------------------

【4. 公募・事業採択・事業推進等について】

番号	質 問	回 答
4-1	本年度の募集は何回行うのか。また、最終的にはいつまで申請を受け付けるのか。	<p>本年度は3回の公募期間を設けて事業実施者を募集する予定です。(第1回：6月締切、第2回：8月締切、第3回：9月締切を予定)</p> <p>なお、申請件数・採択件数等により、4回目以降の公募を行うこともあるかもしれませんが、どんなに遅くとも、12月31日を過ぎて事業採択（交付決定）を行うことはありませんので、ご注意ください。</p>
4-2	公募機会ごとの採択件数、交付金額に上限はあるのか。	公募の都度、審査を行い、審査基準を満たした事業について予算の範囲内で交付決定を行います。
4-3	新たに整備費及び改修費に係る補助金を受けるため、一旦事業を終了する場合の雇用要件はどうなるのか。	新たな計画は、終了する事業の事業計画書に記載された雇用人数と同数又はそれを超える雇用人数で計画していただくこととなります。また、事業計画年度も短縮することはできません。
4-4	市外で事業を展開している方が、事業拡大を行うため「支社」「支店」「事業所」などを佐渡市内に開設する場合に採択を受けることは可能か。また、その場合の区分はどうなるのか。	国の判断として「島外事業者が島内に事業所（支店等）を設置する場合は、『事業拡大』として取扱う。」とされています。したがって、この場合は「事業拡大」として申請してください。
4-5	事業承継すると同時に事業拡大を行う場合、採択区分はどうなるのか。	セットであれば「創業」としてください。
4-6	複数年事業として採択された事業で、黒字となった場合は次年度以降補助金の交付がされないのはなぜか。	この事業は、自己資金だけでは創業・事業拡大が出来ない方々に対して支援を行うために実施されるものです。補助金を受けることなく実施できる場合は、自立した事業展開をお願いします。

4-7	黒字の判断はどの部分で見えるのか。	「創業」であれば全体、「事業拡大」であれば拡大した事業で判断します。
4-8	複数年事業として申請し採択を受けたが、次年度以降も毎年、事業申請が必要か。	複数年事業として採択された場合でも、交付を決定した部分は申請した当年度分だけですので、年度が変わる度に改めて申請し採択を受ける必要があります。
4-9	審査会の委員はどのような方か。	市の職員・関係者ではなく、創業や経営に精通した有識者5名程度で構成する予定です。
4-10	単年度申請と複数年度申請の採択に差はあるか。	事業期間を複数年度とする事業の申請受付は、佐渡市が特に重要であると認める事業（第2回公募要領「6 事業期間①②」参照）に該当する場合には限られます。
4-11	事業に関する要件で「従業員を新たに雇用し」とあり、審査選定で「基準値を3人」とあるが、3人以上雇用しないと申請できないのか、それともポイントして、3人より少ないとマイナスとなるということか。第1回目の公募ではどうだったか。	審査項目については、「雇用人数」のほか、複数の項目があります。第1回の公募では雇用人数が1人の事業も交付決定されています。
4-12	雇用人数について、佐渡市は調査するのか。	補助金による助成終了後も、3年間は雇用が継続しているか確認するため、賃金台帳の確認等によりモニタリングを行います。
4-13	この事業は、会計検査の対象となるか。	この事業は国からの交付金による事業であることから、会計検査の対象となります。また、検査の際に不正や違反が指摘された場合は、補助金の返還の対象となります。
4-14	第2回公募要領では、審査基準として「佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業（代表例：佐渡市を代表する産品及び観光のブランド化など）が掲げられているが、例えば、通常の商品の販売であると採択要件を満たすことは難しいか。	ご質問にある「通常の商品の販売」の具体的な内容が明らかではありませんが、本事業は、提出された実施計画について 雇用創出効果、事業性、成長性、継続性の判断、本事業への趣旨の合致、資金調達の見込みの観点から審査し、審査基準を満たした事業のみを交付の対象とするものです。「佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業」については、③の審査基準

	となります。
--	--------

【期間の定義】

「年度」・・・最長、4月1日から翌年2月末日まで ※3月は入らない

「事業年度」・・・交付決定を受けた日から翌年2月末日まで ※ただし、2月末日を迎える前に「実績報告書」が提出された場合は、その実績報告の日まで

「事業実施年度」・・・最初に交付決定を受けた日から連続して補助金の交付を受けた年度の最後の日（補助金の交付を受けた年度の期間だけを指す）

※平成29年度に3年計画として採択された場合は、最長としては平成29年6月22日～平成32年2月末日

「事業計画年度」・・・事業計画書の「業績評価指標の達成計画」を求められている年度（補助金の交付を受ける年度を越えて達成計画の報告を求める期間）

※事業実施年度が単年度の場合は、採択を受けた年度を含め連続する3カ年度